

南相馬市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項及び第34条の9に基づき、児童を養育している保護者が疾病、仕事その他の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設又はその他の保護を適切に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において、一時的に養育又は保護することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の利用対象となる者は、市内に住所を有する2歳以上18歳未満の児童（以下「対象児童」という。）で、次の各号のいずれかの事由に該当し、市長が必要と認めたものとする。

(1) 保護者の疾病

(2) 保護者の育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等による身体上又は精神上的の事由

(3) 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由

(4) 保護者の冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(5) その他市長が必要と認めた児童

(実施方法)

第3条 この事業は、あらかじめ市長が指定した実施施設にその養育及び保護を委託して行うものとする。

(利用の期間)

第4条 対象児童を養育及び保護する期間は7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、子育て短期支援事業利用（期間延長）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに利用（期間延長）の可否を決定する

とともに、子育て短期支援事業利用（期間延長）決定通知書（様式第2号）又は子育て短期支援事業利用（期間延長）却下通知書（様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、対象児童の受入れについて委託する実施施設の長に対し、子育て短期支援事業（期間延長）委託通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（利用期間の延長）

第7条 前条第1項の規定により、利用決定を受けた申請者でやむを得ない事情により利用期間の延長を希望する場合は、子育て短期支援事業利用（期間延長）申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、速やかに市長に提出するものとする。

2 前項の利用期間延長の申請を受けた場合における取扱いについては、第5条及び第6条の規定の例による。

（緊急利用等の取扱い）

第8条 市長は、緊急性が極めて高い等の事情により、第5条に規定する手続を行ういとまがなく、直ちに対象児童の短期利用を要すると認めたときは、第5条及び第6条に規定する手続によることなく、実施施設の長の承諾を得て当該対象児童の短期利用を行うものとする。この場合において、保護者及び市長は、短期利用を行った後遅滞なく第5条及び第6条に規定する手続を行うものとする。

（利用の制限）

第9条 市長は、対象児童が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の利用を制限することができる。

- （1） 施設の管理上支障があるとき。
- （2） 感染症疾患を有し、他の者に感染させるおそれのあるとき。
- （3） 疾病等により、医療機関に入院して治療を受ける必要があるとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が施設の利用を不相当と認めたとき。

（利用の解除）

第10条 市長は、利用期間満了前において、対象児童が次に掲げる理由に該当すると認めたときは、当該利用を解除するものとする。

- （1） 保護者の養育が可能となったとき。
- （2） 前号に掲げるもののほか、利用の解除が適当であると認められるとき。

2 前項の規定により利用解除するときは、保護者及び実施施設の長に対し、子育て短期支援事業利用（期間延長）解除通知書（様式第5号）により、それぞれ通知するものとする。

（送迎）

第11条 対象児童の実施施設への送迎は、保護者において行うものとする。

（費用負担）

第12条 対象児童に係る短期利用に要した費用について、市長は、別表に基づいて算出された額を実施施設に支払うものとする。

2 実施施設の長は、別表の区分により算出された費用について、子育て短期支援事業実施報告書兼請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

3 保護者は、この事業に要した費用のうち、市長が別表に基づいて決定した保護者負担額を市に納入するものとする。

4 実施施設の利用に係る対象児童の食費、医療費、交通費等の実費は、保護者が負担するものとする。

（台帳等の整備）

第13条 市長は、子育て短期支援事業利用台帳（様式第7号）において、子育て短期支援の利用状況を整備しなければならない。

（損害賠償責任）

第14条 実施施設は、委託事業の遂行上発生した事故の関する損害の賠償については、市と協議して処理するものとする。

（関係機関との連携）

第15条 市長は、事業の実施に当たっては、実施施設と連携を密にするとともに、児童相談所等の関係機関と十分に連携をとるものとする。

（委任）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

子育て短期支援事業実施基準額表

区分	一日当たりの基準額	
	委託料	保護者負担額
生活保護世帯	5,500円	0円
市民税非課税世帯	5,500円	1,000円
その他の世帯	5,500円	2,750円

様式第1号（第5条、第7条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（第13条関係）